

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日曜日は、そ
の日の翌日)

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

告示

○告示 指名競争入札に参加する者に必要な資格等

鳥取県告示第三十九号

昭和四十一年度における県が発注する建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の手段、方法等について、次のとおり定めたので公示する。

昭和四十一年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十一年二月一日
鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第十号

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の企業局の項中

電 所	所 長	百分の十
西配線数事務所	所 長	百分の十

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取印刷所
印刷所 鳥取県鳥取市東町鳥取印刷所

（定価一冊二百円）送料を含む。

別表第一の企業局の項中
に改める。

所 長	課長補佐	所 長	課長補佐
-----	------	-----	------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要素を総合審査して行なった審査の結果に基づき、工事の種類に応じて必要な等級に区分し、これを発注の種類とする請負工事金額に対応させて定めた資格とする。
（一）審査基準日（昭和四十一年一月一日をいう。以下同じ。）の直前二年の各事業年度における建設工事の種別別年間平均完成工事高

（二）経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（法人にあっては資本金額（出資総額を含む。）に準備金、積立金及び繰越金の額を加えた額を、個人にあっては、次年度繰越純資本金の額をいう。以下「自己資本額」という。）

イ 審査基準日の前日における建設業に従事する職員の数

ウ 直前決算における機械及び装置、船舶、車輦運搬具並びに工具、器具及び備品の価額の合計額

（三）経営比率

ア 直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

イ 直前決算における自己資本固定比率（自己資本額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

ウ 審査基準日の直前一年（以下「直前一年」という。）における自己資本回転率（直前一年の各事業年度における完成工事高の合計額（以下「年間完成工事高」という。）を自己資本額で除して得た数値をいう。）

エ 直前一年における完成工事高純利益率（直前一年の各事業年度にお

ける純利益の合計額を前年度工事高で除して得た数値を百分比で表
わしたものをいう。

四 工事現場ごとに工事現場、工事主として他の工事の現場又は
を去らざるまで各現場に代けるものによつては認めないもの。

五 指定競争入札に参加する者は前年度資格の審査を受けようとする者は、
建設工事指名競争入札審査委員会申請書(様式一)に、次に掲げる書類
を添えて、県内にしたる営業所を有する建設業者にあつては二月十日まで
に、県外にしたる営業所を有する建設業者にあつては二月二十八日まで、
知事に提出しなければならない。

(一) 県内にしたる営業所を有する建設業者

- ア 営業の沿革(様式二)
- イ 営業所一覧表(様式三)
- ロ 直前二年の各事業年度における工事施工金額(様式四)
- ハ 工事経歴書(様式五)
- ニ 職員調書(様式六)
- ホ 営業用機械器具調書(様式七)
- ヘ 法人にあつては審査基準日前前一年の各事業年度の貸借対照表、損
益計算書、完成工事原価報告書及び利益処分計算書又は損失処理計算
書、個人にあつては営業用純資本額に関する調書、収支計算書及び元
成工事原価報告書
- セ 建設工事指名競争入札参加資格審査申請書提出前一年における納税
義務の発生した国税(法人税又は所得税に限る。)及び鳥取県の県税

(事業税又は自動車税に限る。)の納税済みであることを証する書面

六 法人にあつてはその者、法人にあつては代表者が法人若しくは専断
管理若しくは取締役で資格を得ない者でないことを確認できる書面

七 登記簿謄本

- イ 登記簿謄本
- ロ 営業の沿革(様式二)
- ハ 営業所一覧表(様式三)
- ニ 直前二年の各事業年度における工事施工金額(様式四)
- ヘ 工事経歴書(様式五)
- セ 使用人数(様式九)
- テ 技術者経歴書(様式一〇)
- ト 営業用機械器具調書(様式七)
- チ 建設業法第二十七条の二の規定による建設大臣の経営に関する事項
の審査を受けたものにあつては、当該経営事項審査申請書の写、その
他の者のうち法人にあつては、審査基準日前前二年の各事業年度の貸
借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書及び利益処分計算書又は
損失処理計算書、個人にあつては営業用純資本額に関する調書、収支
計算書及び完成工事原価報告書
- ツ 建設工事指名競争入札参加資格審査申請書提出前一年における納税
義務の発生した国税(法人税又は所得税に限る。)の納税済みである

ことを証する書面

シ 主要取引金融機関名(様式一一)

ス 使用印鑑届(様式一二)

セ 印鑑証明書

ソ 代表者身元証明書

三 資格の有効期間

一による資格は、昭和四十一年度限りとする。ただし、昭和四十二年
の指名競争入札の参加者の資格が決定されるまでの間は、引き続き効力を
有するものとする。

建設費額

1	乗用車	1台	100万円	2	軽自動車	1台	50万円	3	オートバイ	1台	20万円	4	その他	1台	10万円
5	トラック	1台	150万円	6	コンクリートポンプ車	1台	80万円	7	圧入機	1台	30万円	8	その他	1台	15万円
9	コンクリートポンプ車	1台	80万円	10	圧入機	1台	30万円	11	その他	1台	15万円	12	その他	1台	15万円
13	トラック	1台	150万円	14	コンクリートポンプ車	1台	80万円	15	圧入機	1台	30万円	16	その他	1台	15万円
17	トラック	1台	150万円	18	コンクリートポンプ車	1台	80万円	19	圧入機	1台	30万円	20	その他	1台	15万円
21	トラック	1台	150万円	22	コンクリートポンプ車	1台	80万円	23	圧入機	1台	30万円	24	その他	1台	15万円
25	トラック	1台	150万円	26	コンクリートポンプ車	1台	80万円	27	圧入機	1台	30万円	28	その他	1台	15万円
31	トラック	1台	150万円	32	コンクリートポンプ車	1台	80万円	33	圧入機	1台	30万円	34	その他	1台	15万円
35	トラック	1台	150万円	36	コンクリートポンプ車	1台	80万円	37	圧入機	1台	30万円	38	その他	1台	15万円

2 上記の機械器具以外のものを所有しているときは、適正50以下の書きを付記して記載すること。

様式8 労働福祉の状況 労働環境の状況

就業(服務)規則等の有無	有給休暇制度の有無	作業室等健康衛生設備の有無	作業衣等の支給の有無	その他厚生福祉施設の有無
有 無 備考	有 無 備考	有 無 備考	有 無 備考	有 無 備考
有 無 備考	有 無 備考	有 無 備考	有 無 備考	有 無 備考

記載要領

- 1 「有無」欄には、該当項目に○印を付けること。
- 2 「備考」欄には、該当「有」の場合には、その状況を簡明に記載し、(例えば作業室等の場合は室数及び坪数記載)、該当「無」の場合には、今後の見込みを記載すること。

建設業退職金共済組合加入状況

期間を定めて雇用している者の数	加入済未加入	今後の見込	加入済	手帳交付済	証紙	加入金額	備考
人	人	人	人	人	人	円	

記載要領

- 1 「期間を定めて雇用している者の数」欄には、一週間又は一月等一定の期間を定めて調べる者及び日雇労働者等を記載すること。
- 2 「加入の有無」欄の「加入済」及び「未加入」欄には、該当項目に○印を付けること。

中小企業退職金共済事業団加入状況

従業員 加入の有無 加入済 備考
 の数 加入済未加入 今後の見込 人

記載要領

- 1 「従業員の数」欄には、前出従業員（一定の期間を定めて雇用されているもの、日雇労働者及び未成年者の従業員等は含まないこと。）を記載すること。
- 2 「加入の有無」欄の「加入済」及び「未加入」欄には、該当項目に○印を付けること。

各種社会保険加入状況

保険の区分	加入の有無	加入済人員	備考
健康保険	加入済 未加入	人	
厚生年金保険			
日雇労働者健康保険			

記載要領

- 1 「加入の有無」欄の「加入済」及び「未加入」欄には、該当項目に○印を付けること。
- 2 「加入済人員」欄のうち日雇労働者健康保険については、適用除外人員数を（ ）内に記載すること。

様式9 使用人数

職別	学校区分 学区分又は職業 大専門学校等 高等学校等 その他	技 術 開 発 係 員 数										計		
		土木工学技師	建築学	機械工学	電気工学	その 他	事務員	検査員	その他	常 用 者	計			
以上	計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
以下	計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
以上	計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

記載要領

- 1 職員は、雇用期間を特に限定することなく雇用された者で、労働者以外のものとすること。
- 2 「大学又は高等専門学校」には、旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校及び旧高等専門学校による高等専門学校」には、旧中等学校令による中等学校を含めること。
- 3 「土木工学」には、農業土木、経地又は造園に関する学科を含めること。
- 4 建設業法第5条第1項各号の1又は同条第2項各号の1には該当する職員があるときは、その数を「職員の数の該当欄にかつこ書きで再掲すること。
- 5 常用労働者は、記載する労働者のうち、雇用期間を特に限定することなく又は1年以上の雇用期間を定めて雇用された者として、
- 6 「建設機械による施工に關し3年以上実務の経験を有する職員及び常用労働者の人数」の欄には、「資食用機械運具」の記載要領1のA中1.2.6.7.9. 11.12.21.22.37.38.39.42.43又は44に掲げる建設機械による施工に關し3年以上実務の経験を有する職員及び常用労働者の人数を記載すること。

様式11

技術者経歴書

氏名	年齢	最終学校 名称	法合による免許等 取得年月日	実務経歴	経歴年月数
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月

記載事項
1 技術者経歴書は、土木、建築、設備、農林の4種類に区分し、各区分ごとに別章とする。こと。昭和41年12月16日建設省告示第275号及び第276号により規定を受けたものにあつてはその
2 記載を記載するものについては、建設省告示第275号及び第276号により規定を受けたものにあつては、その
3 記載を記載するものについては、建設省告示第275号及び第276号により規定を受けたものにあつては、その
4 実務経歴の欄には、最近のものから順次記載し、同時に建設工事には、その種類及び地位を記載すること。

様式11

主要取引金融機関名

政府関係金融機関	普通銀行	相互銀行	その他の金融機関
	定期信用銀行	商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄には、国民金融公庫、住宅金融公庫、中小企業金融公庫、日本輸出入銀行又は日本現業銀行について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本社、本店、支所、支社、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること(例○○銀行○○支店)。

